

7. 不動産取得税

(1) 不動産取得税の概要

① 趣旨等

不動産取得税は、不動産（土地、家屋）の取得に対して課する税金である。

② 納税義務者

- ・土地を売買、贈与、交換、寄附などによって取得した人
- ・家屋を建築（新築、増築、改築）、売買、贈与などによって取得した人

③ 非課税

- ・相続により不動産を取得したとき
- ・公共の用に供する道路などを取得したとき
- ・法人の合併又は一定の要件を満たす法人の分割により不動産を取得したとき
- ・社会福祉法人などが社会福祉法や老人福祉法などに規定する事業（注）用の不動産を取得したとき

（注）事業の例

老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業など
児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業など
障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業など

④ 軽減制度

公共事業のために不動産を収用された人、譲渡した人又は移転補償を受けた人が、一定の期間内に代わりの不動産を取得した場合等においては、不動産取得税の控除又は減額が受けられる。

住宅及び住宅用土地に関する軽減

一定の条件を満たす住宅又はその住宅用の土地を取得した場合には、次のとおり控除又は減額される（取得の申告・減額申請が必要）。

	適用される場合	控除額又は減額
住宅に関する軽減	住宅を新築した場合、新築未使用住宅を購入した場合	1戸につき1,200万円を価格から控除（注1） （共同住宅の場合は1区画ごとの価格から控除）
	個人が中古住宅（注2）を取得した場合	中古住宅の新築当時の住宅控除額を価格から控除

住宅用土地に関する軽減	土地の取得が、住宅の新築前3年以内又は新築後1年以内の場合	土地の税額から次のうち高い方の額を減額 (1) 45,000円 (2) 土地の1㎡当たりの価格(注3) ×住宅の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%
	土地の取得が、中古住宅の取得前1年以内又は取得後1年以内のとき	
	新築後1年以内の土地付き未使用住宅を取得した場合	

(注1) 認定長期優良住宅である住宅の新築又は認定長期優良住宅である新築未使用住宅の購入が、平成21年6月4日から平成28年3月31日までの間に行われた場合は、価格から1,300万円が控除される。なお、認定長期優良住宅の住宅控除(1,300万円)を受けるためには、認定長期優良住宅の証明が必要となる。

認定長期優良住宅とは、一定以上の住宅性能(耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性)を有し、建築に当たって維持保全に関する計画が作成された住宅で、所管する行政庁が認定したものをいう。

(注2) 中古住宅を自己の居住用に取得する場合

(注3) 土地の1㎡当たりの価格は、⑥納税額(注2)の軽減後の額を土地の面積で除した額となる。

一定の条件を満たす住宅

住宅の区分	条件
新築住宅・新築未使用住宅	延床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅(注1) (戸建以外の貸家住宅については、1区画の床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅)
増築、改築した住宅	増築又は改築後の延床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅
中古住宅(耐震基準適合既存住宅) (一戸建・マンション等)	延床面積が50㎡以上240㎡以下の自己居住用の住宅でかつ昭和57年1月1日以降に新築された住宅(注2)

(注1) 新築及び新築未使用の認定長期優良住宅を含む。

(注2) 昭和57年1月1日以前に新築された住宅は、新耐震基準に適合していることの証明書が必要となる。

※ 個人が耐震基準適合既存住宅でない中古住宅を取得した場合も、一定の要件を満たしたときは、住宅に関する軽減措置を受けられる場合がある。

⑤ 免税点

- ・ 価格が 10 万円未満の土地を取得したとき
- ・ 価格が 23 万円未満の家屋を建築（新築・増築・改築）したとき又は価格が 12 万円未満の家屋を取得（建築を除く）したとき

⑥ 納税額

不動産の価格（課税標準）×税率＝納める額（税額）

	税率
住宅以外の家屋	4%
住宅及び土地	3%（平成 30 年 3 月 31 日までの間の取得に限る。）

（注 1）不動産の価格とは、家屋を建築（新築・増築・改築）した場合には固定資産評価基準により評価した価格となり、土地や家屋を売買・贈与などで取得した場合には、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格となる。

（注 2）宅地等を取得した場合には、不動産の価格（課税標準）が次のとおり軽減される。

平成 30 年 3 月 31 日まで……………2 分の 1

⑦ 申告

不動産を取得した日から 60 日以内に不動産の所在地を管轄する市町税務課又は県税事務所に申告する。

⑧ 納税

県税事務所から送付される納税通知書により定められた期限までに納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	4,563,870	5,025,904	5,246,216
	収入額 (b)	4,480,440	4,987,630	5,213,945
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	83,676	38,653	32,311
	徴収率 (b÷a)	98.2	99.2	99.4
滞納繰越分	調定額 (a)	535,538	467,151	295,729
	収入額 (b)	112,539	108,296	98,637
	不納欠損額 (c)	26,875	72,882	43,263
	収入未済額 (a-b-c)	396,123	286,022	153,828
	徴収率 (b÷a)	21.0	23.2	33.4
現滞計	調定額 (a)	5,099,409	5,493,055	5,541,945
	収入額 (b)	4,592,979	5,095,927	5,312,583
	不納欠損額 (c)	26,875	72,882	43,263
	収入未済額 (a-b-c)	479,800	324,675	186,140
	徴収率 (b÷a)	90.1	92.8	95.9

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	1,366,953	1,324,108	-	43,091	96.9
	繰越	86,805	20,058	8,240	58,507	23.1
鹿沼	現年	332,694	307,265	-	25,429	92.4
	繰越	136,130	40,132	3,269	92,727	29.5
真岡	現年	268,656	264,246	-	4,409	98.4
	繰越	35,237	1,441	8,338	25,458	4.1
栃木	現年	961,844	958,949	-	2,895	99.7
	繰越	35,514	8,451	1,049	26,014	23.8
矢板	現年	286,757	286,382	-	374	99.9
	繰越	114,877	9,222	67	105,586	8.0
大田原	現年	867,337	861,381	-	5,955	99.3
	繰越	100,735	21,703	4,294	74,736	21.5
安足	現年	479,627	478,106	-	1,520	99.7
	繰越	26,236	11,528	1,615	13,092	43.9

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	4,563,870	4,480,440	-	83,676	98.2
	繰越	535,538	112,539	26,875	396,123	21.0

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	1,525,937	1,509,329	-	16,608	98.9
	繰越	94,076	34,051	15,400	44,625	36.2
鹿沼	現年	368,585	366,757	-	2,203	99.5
	繰越	115,975	9,055	23,714	83,204	7.8
真岡	現年	484,615	483,388	-	1,227	99.7
	繰越	29,868	19,357	2,288	8,222	64.8
栃木	現年	931,023	922,593	-	8,430	99.1
	繰越	28,726	4,679	1,070	22,975	16.3
矢板	現年	475,084	474,460	-	624	99.9
	繰越	105,960	10,399	25,598	69,963	9.8
大田原	現年	652,006	646,768	-	5,241	99.2
	繰越	79,171	26,214	4,522	48,435	33.1
安足	現年	588,651	584,332	-	4,319	99.3
	繰越	13,371	4,538	288	8,594	33.9
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	5,025,904	4,987,630	-	38,653	99.2
	繰越	467,151	108,296	72,882	286,022	23.2

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	1,544,591	1,537,423	-	7,178	99.5
	繰越	53,679	12,743	5,577	35,359	23.7
鹿沼	現年	381,581	375,824	-	5,757	98.5
	繰越	66,611	49,318	4,574	12,718	74.0
真岡	現年	281,685	281,372	-	323	99.9
	繰越	9,358	2,623	3,047	3,687	28.0

栃木	現年	1,349,442	1,344,987	-	4,475	99.7
	繰越	31,319	7,898	12,633	10,787	25.2
矢板	現年	481,604	480,477	-	1,127	99.8
	繰越	70,392	5,465	439	64,488	7.8
大田原	現年	593,012	580,468	-	12,544	97.9
	繰越	52,269	16,494	16,390	19,385	31.6
安足	現年	614,298	613,393	-	905	99.9
	繰越	12,097	4,094	601	7,401	33.8
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	5,246,216	5,213,945	-	32,311	99.4
	繰越	295,729	98,637	43,263	153,828	33.4

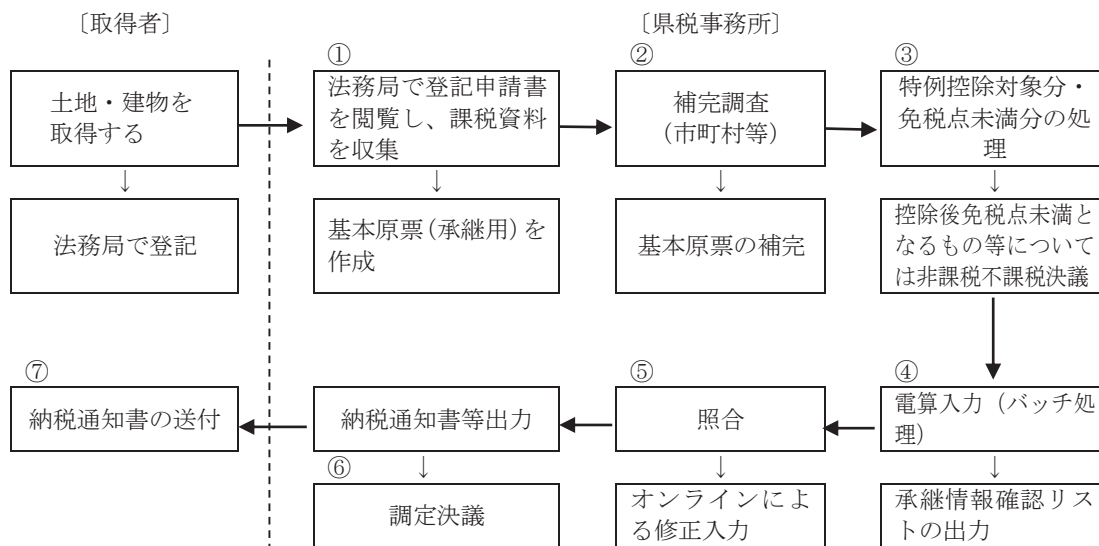
③ 徴収率と全国順位

(単位：%、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	98.2	23	21.0	34	90.1	40
平成 25 年度	99.2	6	23.2	27	92.8	33
平成 26 年度	99.4	5	33.4	14	95.9	23

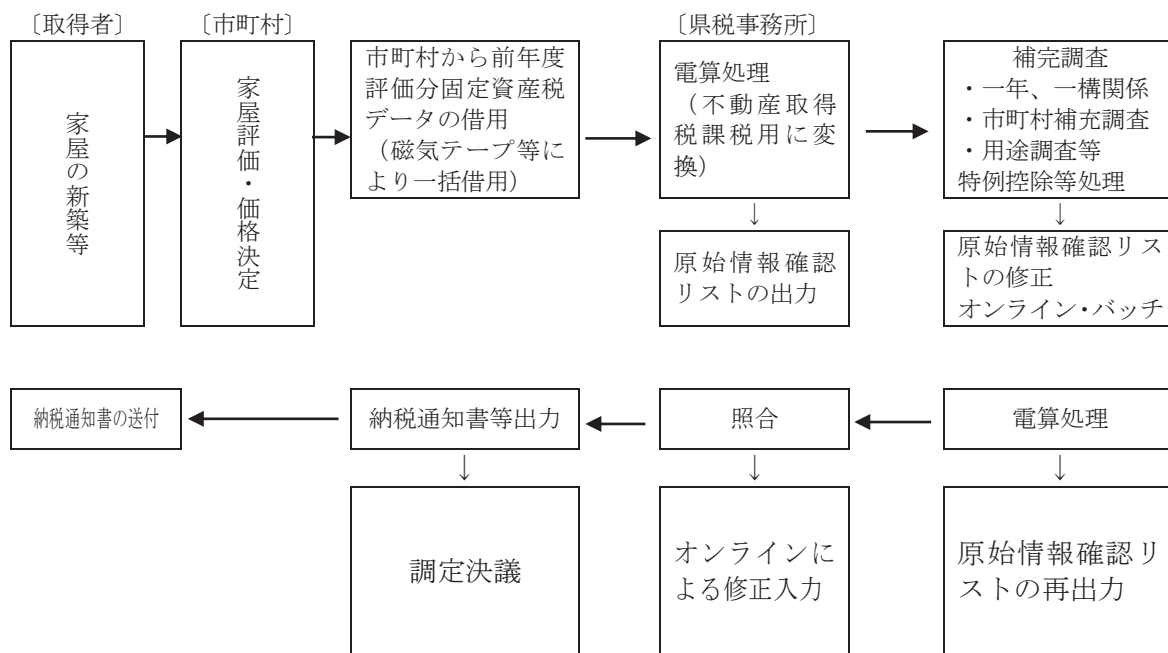
④ 業務フロー

承継……前所有者から不動産（土地・建物）を承継取得していること。
原則として、法務局の不動産登記申請書から資料収集する。



原始……不動産の新築、増築、改築等による取得
市町村評価分（旧小口原始）

…市町村が固定資産税課税のため、前年度評価したもの
比較的小規模（500㎡以下）の非木造家屋、一般住宅等
原則として、年1回7月課税



8. 県たばこ税

(1) 県たばこ税の概要

① 趣旨等

県たばこ税は、たばこの消費に対して課税される県の税金である。

② 納税義務者

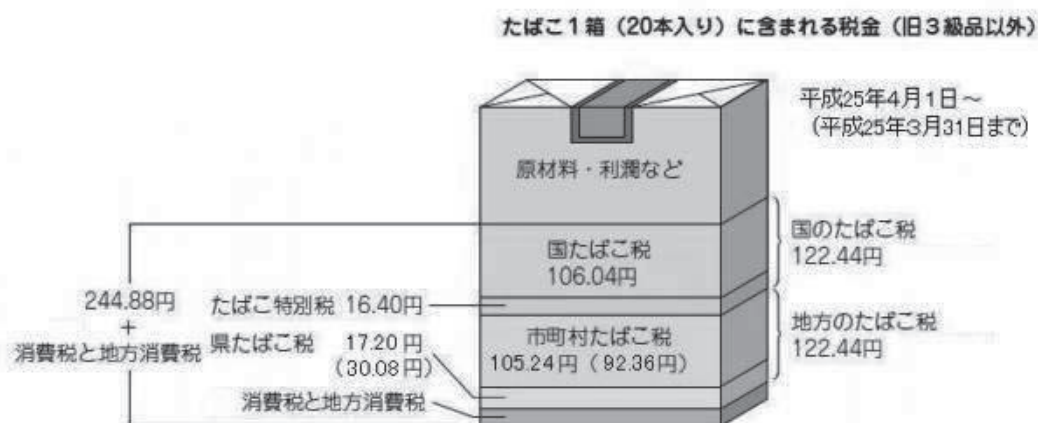
日本たばこ産業株式会社、特定販売業者（たばこの輸入業者）及び卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）

※県たばこ税は、たばこの小売価格に含まれているので、最終的にはたばこの消費者が負担することになる。

③ 納税額

売り渡した紙巻たばこの本数 1,000 本あたり 860 円

旧 3 級品（注）のたばこについては、411 円となる。



(注) 旧 3 級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの 6 品目である。

平成 27 年度税制改正において、旧 3 級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を、次のとおり、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で引き上げ、廃止することになった。

(税率：円/1,000本)

	現行	改正			
		平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
地方のたばこ税	2,906	3,406	3,906	4,656	6,122
都道府県たばこ税	411	481	551	656	860
市町村たばこ税	2,495	2,925	3,355	4,000	5,262
(参考) 国のたばこ税	2,906	3,406	3,906	4,656	6,122

④ 申告と納税

卸売販売業者等が、原則として、毎月末日までに前月分を宇都宮県税事務所に申告し、納める。

⑤ その他

たばこには、県たばこ税のほかにも、国や市町のたばこ税が課税されている。

(2) 本県の状況

① 直近 3 年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現年度分	調定額 (a)	4,785,606	2,808,290	2,529,556
	収入額 (b)	4,785,606	2,808,290	2,529,556
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	4,785,606	2,808,290	2,529,556
	収入額 (b)	4,785,606	2,808,290	2,529,556
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0

② 県税事務所別の調定額等（全県分を宇都宮県税事務所で賦課徴収している）

平成 24 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	4,785,606	4,785,606	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	4,785,606	4,785,606	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 25 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	2,808,290	2,808,290	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					

大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,808,290	2,808,290	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

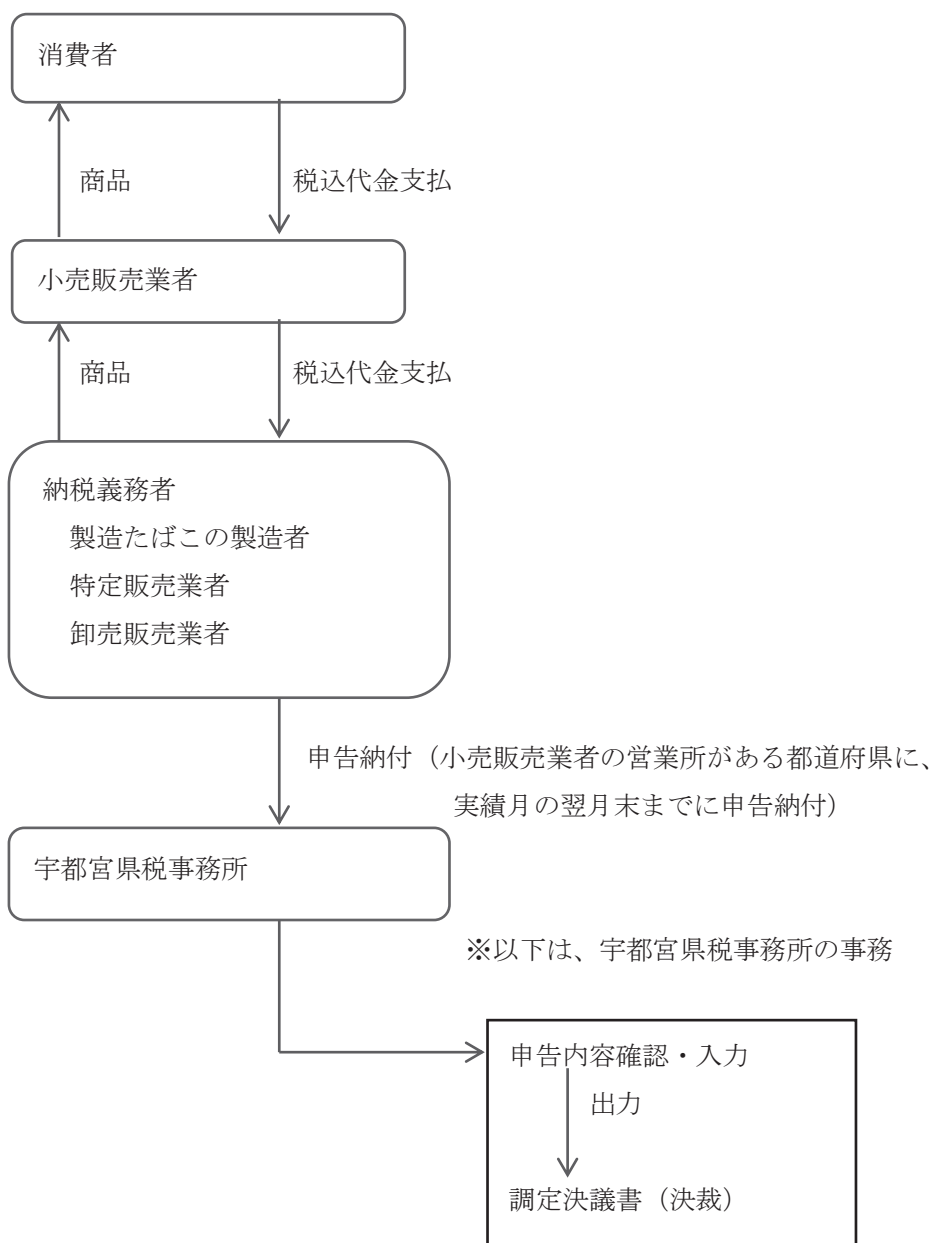
県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	2,529,556	2,529,556	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,529,556	2,529,556	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

③ 徴収率

(単位：%)

	現年課税分	滞納繰越分	現滞計
平成 24 年度	100.0	-	100.0
平成 25 年度	100.0	-	100.0
平成 26 年度	100.0	-	100.0

④ 業務フロー



9. ゴルフ場利用税

(1) ゴルフ場利用税の概要

① 趣旨等

ゴルフ場を利用したときに課税される税金である。

② 納税義務者

ゴルフ場を利用した人

③ 非課税

次の方が利用する場合は、非課税となる。

- ・ 年齢 18 歳未満又は 70 歳以上の者
- ・ 身体等に障害がある人（知的・精神障害、戦傷病者等を含む。）
- ・ 学生又は生徒等（公認の課外活動等として利用するときに限られる。）
- ・ 国民体育大会の出場選手

④ 税率の特例

次の方が利用する場合は、税率が 2 分の 1 に軽減される。

- ・ 年齢 65 歳以上 70 歳未満の者
- ・ 早朝等の利用者（承認を受けているゴルフ場で 9 ホールまでの利用に限られる。）

(注) 非課税、税率の軽減（早朝等を除く。）とも、ゴルフ場に申請の上、必要事項について運転免許証・学生証・身体障害者手帳・写真付き住民基本台帳カード等により証明することが必要である。

⑤ 納税額

1 人 1 日につき……………300 円～1,200 円

ゴルフ場ごとに、利用料金や規模に応じて決定される。

⑥ 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月 15 日までに前月分をまとめて申告し、納める。

⑦ その他

収入額の 70% がゴルフ場所在の市町に交付される。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	2,739,442	2,627,230	2,491,147
	収入額 (b)	2,737,530	2,624,820	2,491,147
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	1,911	2,410	-
	徴収率 (b÷a)	99.9	99.9	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	8,844	7,518	4,526
	収入額 (b)	3,238	1,748	3,118
	不納欠損額 (c)	-	3,652	-
	収入未済額 (a-b-c)	5,606	2,116	1,407
	徴収率 (b÷a)	36.6	23.3	68.9
現滞計	調定額 (a)	2,748,287	2,634,748	2,495,674
	収入額 (b)	2,740,768	2,626,569	2,494,266
	不納欠損額 (c)	-	3,652	-
	収入未済額 (a-b-c)	7,518	4,526	1,407
	徴収率 (b÷a)	99.7	99.7	99.9

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	188,642	188,642	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年	466,033	466,033	-	-	100.0
	繰越	4,096	2,688	-	1,407	65.6
真岡	現年	273,749	273,749	-	-	100.0
	繰越	2,839	-	-	2,839	-
栃木	現年	669,689	669,689	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	502,301	501,107	-	1,193	99.8
	繰越	1,908	550	-	1,358	28.8
大田原	現年	281,126	281,126	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	357,900	357,182	-	718	99.8
	繰越	-	-	-	-	-

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,739,442	2,737,530	-	1,911	99.9
	繰越	8,844	3,238	-	5,606	36.6

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	181,590	181,590	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年	445,556	443,146	-	2,410	99.5
	繰越	1,407	-	-	1,407	-
真岡	現年	277,789	277,789	-	-	100.0
	繰越	2,839	-	2,839	-	-
栃木	現年	639,085	639,085	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	471,521	471,521	-	-	100.0
	繰越	2,552	1,030	813	708	40.4
大田原	現年	272,650	272,650	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	339,036	339,036	-	-	100.0
	繰越	718	718	-	-	100.0
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,627,230	2,624,820	-	2,410	99.9
	繰越	7,518	1,748	3,652	2,116	23.3

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	177,213	177,213	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年	421,328	421,328	-	-	100.0
	繰越	3,818	2,410	-	1,407	63.1
真岡	現年	251,312	251,312	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

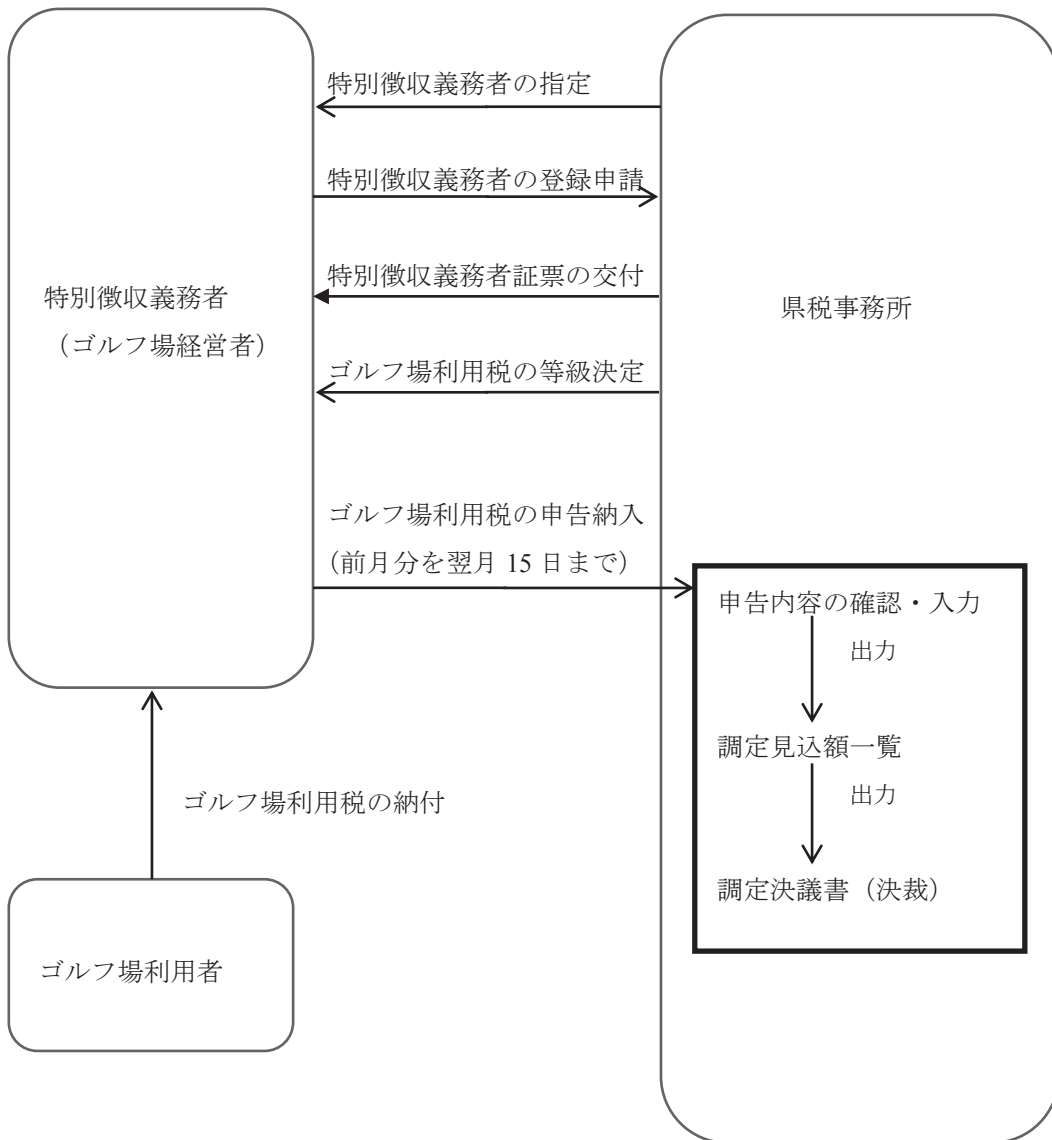
栃木	現年	630,304	630,304	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	432,609	432,609	-	-	100.0
	繰越	708	708	-	-	100.0
大田原	現年	256,582	256,582	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	321,795	321,795	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,491,147	2,491,147	-	-	100.0
	繰越	4,526	3,118	-	1,407	68.9

③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.9	32	36.6	13	99.7	28
平成 25 年度	99.9	34	23.3	17	99.7	31
平成 26 年度	100.0	1	68.9	9	99.9	31

④ 業務フロー



10. 自動車取得税

(1) 自動車取得税の概要

① 趣旨等

自動車取得税は、自動車の取得に対して課税される税で、道路特定財源に充てるために目的税として創設されたが、平成21年度の道路特定財源の一般財源化に伴い、普通税に改められた。

② 納税義務者

自動車を取得した人（ただし、ローンで購入した自動車で売主がその所有権を留保しているときは買主）

③ 減免

心身に障害がある人などが足がわりに使用すると認められる自動車で、障害の程度等一定の条件を満たす場合は申請により減免される。申請の際には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかと運転免許証等の提示が必要となる。

④ 免税点

取得したときの価額が50万円以下のとき

⑤ 納税額

車種	軽自動車以外の自動車		軽自動車
	営業用	自家用	
税率	取得価額の2/100	取得価額の3/100	取得価額の2/100

⑥ 申告と納税

自動車を取得した人が、運輸支局等に登録申請をする際、自動車税事務所に申告し、納める。

⑦ その他

収入額の66.5%が市町村に交付される。

⑧ 特例措置

自動車取得税の軽減に係る特例措置の概要は以下のとおり。

(i) 低燃費自動車や低公害車等の自動車取得税軽減に係る特例措置

該当車種及び軽減内容について

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)

乗用車

対象自動車			新車	中古車		
車種	排ガス要件	燃費要件	軽減内容	取得価額からの控除額		
電気自動車、燃料電池車			非課税	45 万円		
天然ガス（平成 21 年排ガス規制から NOx10%低減）						
プラグインハイブリッド車						
低排出ガスディーゼル乗用車（クリーンディーゼル車）						
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成（☆☆☆）	平成 32 年度燃費基準 +20%達成	80%軽減	35 万円		
		平成 32 年度燃費基準 +10%達成				
		平成 32 年度燃費基準達成			60%軽減	25 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成			40%軽減	15 万円
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成			20%軽減	5 万円

車両総重量 2.5 t 以下のバス・トラック

対象自動車			新車	中古車		
車種	排ガス要件	燃費要件	軽減内容	取得価額からの控除額		
電気自動車、燃料電池車			非課税	45 万円		
天然ガス（ポスト新長期規制から NOx10%低減）						
プラグインハイブリッド車						
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車						
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成（☆☆☆）	平成 27 年度燃費基準 +25%達成	80%軽減	35 万円		
		平成 27 年度燃費基準 +20%達成				
		平成 27 年度燃費基準 +15%達成			60%軽減	25 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成			40%軽減	15 万円
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成			20%軽減	5 万円

車両総重量 2.5 t 超～3.5 t 以下のバス・トラック

対象自動車			新車	中古車
車種	排ガス要件	燃費要件	軽減内容	取得価額からの控除額
電気自動車、燃料電池車			非課税	45 万円
天然ガス（ポスト新長期規制から NOx10%低減）				
プラグインハイブリッド車				
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成（☆☆☆）	平成 27 年度燃費基準 +15%達成		
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成	80%軽減	35 万円
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成	60%軽減	25 万円
		平成 27 年度燃費基準達成	40%軽減	15 万円
	平成 17 年排出ガス基準 50% 低減達成（☆☆）	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	80%軽減	35 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成	60%軽減	25 万円
平成 27 年度燃費基準 +5%達成		40%軽減	15 万円	
ディーゼルハイブリッド車、ディーゼル車	平成 21 年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	非課税	—
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成	80%軽減	—
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成	60%軽減	—
		平成 27 年度燃費基準達成	40%軽減	—
	平成 21 年排ガス規制適合	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	80%軽減	—
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成	60%軽減	—
平成 27 年度燃費基準 +5%達成		40%軽減	—	

車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック

対象自動車			新車	中古車
車種	排ガス要件	燃費要件	軽減内容	取得価額からの控除額
電気自動車、燃料電池車			非課税	45 万円
天然ガス（ポスト新長期規制から NOx10%低減）				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車、ディーゼル車	平成 21 年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	80%軽減	35 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成		
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成	60%軽減	25 万円
		平成 27 年度燃費基準達成	40%軽減	15 万円
	平成 21 年排ガス規制適合	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	80%軽減	35 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成	60%軽減	25 万円
平成 27 年度燃費基準 +5%達成		40%軽減	15 万円	

(ii) バリアフリー対応バス・タクシーの自動車取得税軽減に係る特例措置

該当車種及び軽減内容について

（平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

対象車種（新車新規登録のみ）		取得価額からの控除額
ノンステップバス		1,000 万円控除
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除

(iii) 先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減に係る特例措置

対象装置

- ・衝突被害軽減ブレーキ
- ・車両安定性制御装置

特例の内容

上記対象装置のうち 1 装置を装着・・・・・・・・取得価額から 350 万円控除

上記対象装置のうち両装置装着・・・・・・・・取得価額から 525 万円控除

対象車種及び対象期間

対象自動車（新車新規登録のみ）		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5 t 超 22 t 以下	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
バス	5 t 超 12 t 以下	

（注 1）けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。

（注 2）車両総重量 20 t 超 22 t 以下のトラックについて 1 装置装着の特例期間は平成 28 年 10 月 31 日まで、平成 28 年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。

（注 3）車両総重量 5 t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

(2) 本県の状況

① 直近 3 年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現年度分	調定額 (a)	3,708,580	3,231,145	1,741,843
	収入額 (b)	3,708,580	3,231,145	1,741,843
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	3,708,580	3,231,145	1,741,843
	収入額 (b)	3,708,580	3,231,145	1,741,843
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0

② 県税事務所別の調定額等（全県分を自動車税事務所です賦課徴収している）

平成 24 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年	3,708,580	3,708,580	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	3,708,580	3,708,580	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 25 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					

大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年	3,231,145	3,231,145	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	3,231,145	3,231,145	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年	1,741,843	1,741,843	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	1,741,843	1,741,843	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

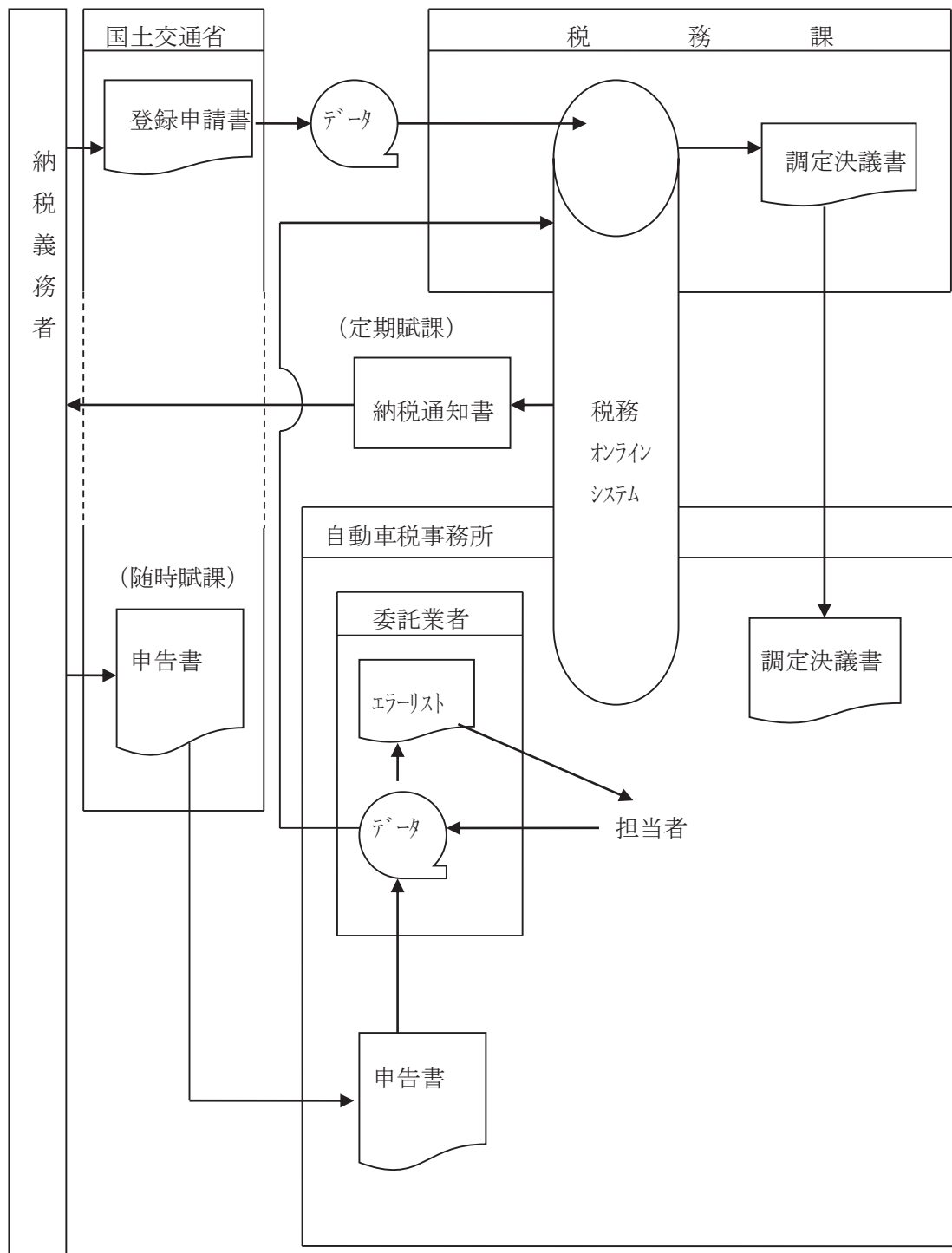
③ 徴収率

(単位：%)

	現年課税分	滞納繰越分	現滞計
平成 24 年度	100.0	-	100.0
平成 25 年度	100.0	-	100.0
平成 26 年度	100.0	-	100.0

④ 業務フロー

○自動車税・自動車取得税 業務フロー



1 1. 軽油引取税

(1) 軽油引取税の概要

① 趣旨等

軽油引取税は、元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うものに対して課される税金であり、道路特定財源に充てるために目的税として創設されたが、平成 21 年度の道路特定財源の一般財源化に伴い、普通税に改められた。

② 納税義務者

- ・特約業者又は元売業者から軽油の引取りをした人
- ・販売業者などが、自動車の燃料として灯油などを販売した場合や軽油を輸入した場合には、その販売又は輸入した人

※ 軽油引取税は、軽油代金に含まれているため、最終的には軽油の消費者が負担する。

③ 減免

自動車の燃料以外で農業用、林業用などの法律で定める特定の用途に軽油を使用する場合は、県税事務所に申請して免税証の交付を受け、これと引き換えに軽油を購入したときに限り免税となる。

④ 納税額

1 キロリットルにつき……………32, 100 円

⑤ 申告と納税

軽油の納入地所在の都道府県（栃木県は栃木県税事務所）に毎月末日までに前月分をまとめて申告し、納める。また、軽油を輸入する人は、輸入の許可の時までに、その都度申告して納める。

⑥ 罰則

軽油引取税を脱税した場合	懲役 10 年以下 罰金 1,000 万円以下
製造等の承認を受けずに軽油を作ったり、軽油に灯油などを混和した場合	懲役 10 年以下 罰金 1,000 万円以下 (法人重科) 3 億円以下
不正軽油を製造するための原料や薬品、施設などを提供した場合	懲役 7 年以下 罰金 700 万円以下 (法人重科) 2 億円以下
不正軽油を運搬、保管、取得した場合	懲役 3 年以下 罰金 300 万円以下 (法人重科) 1 億円以下

⑦ その他

次のような場合には、知事の承認が必要になる。

- ・軽油に灯油や重油などを混和するとき。
- ・灯油と重油を混和することなどによって軽油を製造するとき。
- ・灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡するとき。
- ・灯油や重油などを自動車の燃料として消費するとき。

(2) 本県の状況

① 直近 3 年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現年度分	調定額 (a)	22,338,096	22,740,264	22,620,123
	収入額 (b)	22,257,471	22,638,297	22,524,892
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	80,625	101,967	96,310
	徴収率 (b÷a)	99.6	99.6	99.6
滞納繰越分	調定額 (a)	693,758	89,965	110,284
	収入額 (b)	684,375	81,418	100,385
	不納欠損額 (c)	-	192	7,536
	収入未済額 (a-b-c)	9,383	8,353	2,361
	徴収率 (b÷a)	98.6	90.5	91.0
現滞計	調定額 (a)	23,031,855	22,830,229	22,730,407
	収入額 (b)	22,941,846	22,719,716	22,625,278
	不納欠損額 (c)	-	192	7,536
	収入未済額 (a-b-c)	90,008	110,321	98,672
	徴収率 (b÷a)	99.6	99.5	99.5

- ② 県税事務所別の調定額等（全県分を平成 24 年度は宇都宮県税事務所、平成 25 年度以降は栃木県税事務所で賦課徴収している）

平成 24 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	22,338,096	22,257,471	-	80,625	99.6
	繰越	693,758	684,375	-	9,383	98.6
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	22,338,096	22,257,471	-	80,625	99.6
	繰越	693,758	684,375	-	9,383	98.6

平成 25 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年	22,740,264	22,638,297	-	101,967	99.6
	繰越	89,965	81,418	192	8,353	90.5

矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	22,740,264	22,638,297	-	101,967	99.6
	繰越	89,965	81,418	192	8,353	90.5

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年	22,620,123	22,524,892	-	96,310	99.6
	繰越	110,284	100,385	7,536	2,361	91.0
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	22,620,123	22,524,892	-	96,310	99.6
	繰越	110,284	100,385	7,536	2,361	91.0

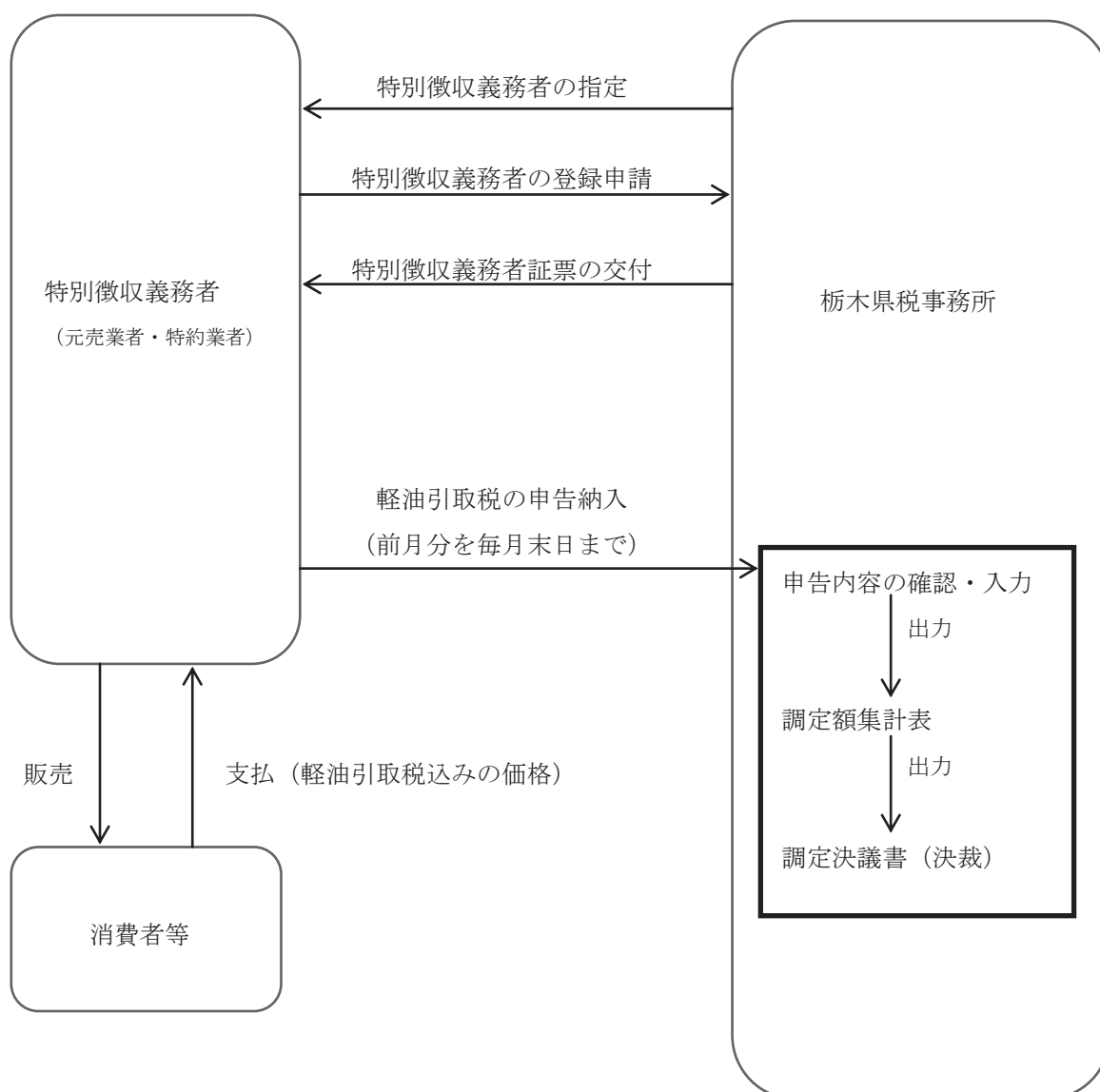
③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.6	19	98.6	28	99.6	18
平成 25 年度	99.6	16	90.5	36	99.5	16
平成 26 年度	99.6	17	91.0	33	99.5	16

④ 業務フロー

軽油引取税に係る事務の流れ



1 2. 自動車税

(1) 自動車税の概要

① 趣旨等

自動車税は、自動車の所有に対して課税される税金である。

なお、軽自動車等に対して課されるのは、軽自動車税（市町村税）となる。

② 納税義務者

自動車の所有者（ただし、ローンで購入した自動車で売主がその所有権を留保しているときは買主）

※ 4月1日現在の所有者は、その自動車が抹消登録されない限り、1年分の納税義務を負う。

③ 減免

心身に障害がある人などが足がわりに使用すると認められる自動車で、障害の程度等一定の条件を満たす場合は申請により減免される。申請の際には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかと運転免許証等の提示が必要となる。

④ 納税額

主なものは次のとおりである。

区分		税率		
		自家用	営業用	
乗用車	総排気量 10以下	29,500 円	7,500 円	
	” 10超 1.50以下	34,500 円	8,500 円	
	” 1.50超 20以下	39,500 円	9,500 円	
	” 20超 2.50以下	45,000 円	13,800 円	
	” 2.50超 30以下	51,000 円	15,700 円	
	” 30超 3.50以下	58,000 円	17,900 円	
	” 3.50超 40以下	66,500 円	20,500 円	
トラック	貨客兼用車 (積載量 1 トン以下)	総排気量 10以下	13,200 円	10,200 円
		” 10超 1.50以下	14,300 円	11,200 円
		” 1.50超	16,000 円	12,800 円
	最大積載量 1 トン以下		8,000 円	6,500 円
	” 1 トン超 2 トン以下		11,500 円	9,000 円
	” 2 トン超 3 トン以下		16,000 円	12,000 円
	” 3 トン超 4 トン以下		20,500 円	15,000 円

バス	乗車定員 30 人以下	33,000 円	12,000 円
----	-------------	----------	----------

⑤ 申告と納税

- ・自動車税事務所から送付される納税通知書により毎年 4 月 1 日現在の所有者が 5 月末日までに納める。
- ・4 月 1 日以後に新しく自動車を購入するなど年度の途中で納税の義務が発生した場合は、運輸支局に登録申請をする際、自動車税事務所に申告し、月割による額を納める。

⑥ 特例措置

自動車税のグリーン化特例

排出ガス性能と燃費性能の両方が優れている環境負荷の小さい自動車は新車新規登録の翌年度の 1 年間に限り税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くするしくみ（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）が導入されている。

税率が軽減される自動車（軽課）

平成 26 年度及び平成 27 年度に新車新規登録された次の自動車（軽課期間は、新車新規登録の翌年度の 1 年間）

対象自動車	軽減率
電気自動車（燃料電池車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車	おおむね 75%軽減
天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減）	
「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 27 年度燃費基準+20%以上達成車」（平成 32 年度燃費基準達成車）	
「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 27 年度燃費基準+20%以上達成車」（平成 32 年度燃費基準未達成車）	おおむね 50%軽減
「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 27 年度燃費基準+10%以上達成車」	

※ 「平成 27 年度燃費基準+10%以上達成車」及び「平成 27 年度燃費基準達成車」である場合、車検証の備考欄にその旨が記載される。

※ 「低排出ガス車☆☆☆☆」：低排出ガスの認定を受けた自動車で、「平成 17 年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx75%以上低減達成」した自動車である。

税率が重くなる自動車（重課）

新車新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車については、次のとおり自動車税の税率が重くなる。

平成26年度に重課される自動車

対象自動車	重課率
平成13年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車又はLPG車	概ね10%重課
平成15年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車	

平成27年度に重課される自動車

対象自動車	重課率
平成14年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車又はLPG車	概ね15%重課（注）
平成16年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車	

（注）バス、トラックについて、重課率は概ね10%のままとなる。

- ※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は、重課の対象から除かれる。
- ※ 重課対象となった自動車の税率は、抹消登録されるまで適用される。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	36,141,617	35,842,271	35,401,300
	収入額 (b)	35,950,961	35,701,985	35,314,004
	不納欠損額 (c)	247	699	543
	収入未済額 (a-b-c)	191,351	140,844	88,273
	徴収率 (b÷a)	99.5	99.6	99.8
滞納繰越分	調定額 (a)	754,331	647,398	512,446
	収入額 (b)	198,873	176,335	134,828
	不納欠損額 (c)	94,500	95,591	89,199
	収入未済額 (a-b-c)	461,131	375,573	288,525
	徴収率 (b÷a)	26.4	27.2	26.3
現滞計	調定額 (a)	36,895,948	36,489,669	35,913,746
	収入額 (b)	36,149,834	35,878,321	35,448,832
	不納欠損額 (c)	94,747	96,291	89,743
	収入未済額 (a-b-c)	652,482	516,418	376,798
	徴収率 (b÷a)	98.0	98.3	98.7

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	9,961,314	9,903,848	21	57,826	99.4
	繰越	235,859	52,418	29,608	153,863	22.2
鹿沼	現年	3,318,965	3,301,611	6	17,493	99.5
	繰越	51,677	17,011	4,014	30,706	32.9
真岡	現年	2,772,493	2,756,663	-	15,875	99.4
	繰越	73,108	16,481	7,309	49,324	22.5
栃木	現年	7,567,790	7,526,531	14	41,444	99.5
	繰越	169,126	51,278	22,489	95,419	30.3
矢板	現年	2,986,810	2,969,078	-	17,817	99.4
	繰越	57,526	16,795	4,541	36,205	29.2
大田原	現年	3,717,805	3,695,014	-	22,842	99.4
	繰越	94,545	27,037	14,512	52,996	28.6
安足	現年	4,467,916	4,449,692	205	18,049	99.6
	繰越	72,486	17,851	12,024	42,615	24.6

自動車	現年	1,348,520	1,348,520	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	36,141,617	35,950,961	247	191,351	99.5
	繰越	754,331	198,873	94,500	461,131	26.4

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	9,913,519	9,865,986	291	47,678	99.5
	繰越	210,438	47,240	31,859	131,362	22.4
鹿沼	現年	3,272,674	3,261,544	108	11,184	99.7
	繰越	47,720	13,912	3,818	30,026	29.2
真岡	現年	2,737,078	2,726,861	10	10,216	99.6
	繰越	64,947	17,637	12,744	34,566	27.2
栃木	現年	7,530,133	7,498,770	55	31,668	99.6
	繰越	135,587	38,326	18,636	78,658	28.3
矢板	現年	2,963,058	2,951,907	58	11,176	99.6
	繰越	53,349	20,345	5,434	27,575	38.1
大田原	現年	3,701,125	3,686,468	32	14,764	99.6
	繰越	75,125	21,878	10,272	42,976	29.1
安足	現年	4,429,383	4,415,148	142	14,155	99.7
	繰越	60,229	16,994	12,826	30,407	28.2
自動車	現年	1,295,298	1,295,298	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	35,842,271	35,701,985	699	140,844	99.6
	繰越	647,398	176,335	95,591	375,573	27.2

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	9,828,739	9,798,119	77	30,977	99.7
	繰越	177,891	42,238	37,703	97,975	23.7
鹿沼	現年	3,219,807	3,211,997	37	8,043	99.8
	繰越	40,924	8,978	3,187	28,778	21.9
真岡	現年	2,692,389	2,685,322	62	7,127	99.7
	繰越	44,632	12,578	11,758	20,295	28.2

栃木	現年	7,491,263	7,473,763	210	17,523	99.8
	繰越	108,883	28,914	16,190	63,823	26.6
矢板	現年	2,922,695	2,915,293	23	7,497	99.7
	繰越	38,450	12,955	3,667	21,827	33.7
大田原	現年	3,669,165	3,661,170	-	8,156	99.8
	繰越	57,447	16,382	9,666	31,403	28.5
安足	現年	4,368,114	4,359,213	132	8,946	99.8
	繰越	44,216	12,780	7,025	24,420	28.9
自動車	現年	1,209,124	1,209,124	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	35,401,300	35,314,004	543	88,273	99.8
	繰越	512,446	134,828	89,199	288,525	26.3

③ 徴収率と全国順位

(単位：%、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.5	17	26.4	29	98.0	18
平成 25 年度	99.6	12	27.2	32	98.3	20
平成 26 年度	99.8	4	26.3	39	98.7	16

④ 業務フロー

10. 自動車取得税の業務フローを参照

1 3. 鉱区税

(1) 鉱区税の概要

① 趣旨等

鉱区税は、地下の埋蔵鉱物を掘採するという権利（鉱業権）が与えられていることに対して課税されるものである。

② 納税義務者

県内に鉱区を持っている鉱業権者

③ 納税額

区分		税率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに年額 200 円
	採掘鉱区	〃 年額 400 円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	上記税率の 2/3
	採掘鉱区	
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長 1,000 メートルごとに年額 600 円
	その他のもの	面積 100 アールごとに年額 200 円

④ 申告

鉱業権の取得・消滅又は住所などを変更した日から 7 日以内に宇都宮県税事務所に申告する。

⑤ 納税

宇都宮県税事務所から送付される納税通知書により毎年 4 月 1 日現在の鉱業権者が 5 月末日までに納める。

年度の中途に納税の義務が発生した場合は、納税通知書により定められた期限までに月割による額を納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	8,874	8,047	7,358
	収入額 (b)	8,874	8,047	7,316
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	42
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	99.4
滞納繰越分	調定額 (a)	134	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	134	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	9,008	8,047	7,358
	収入額 (b)	8,874	8,047	7,316
	不納欠損額 (c)	134	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	42
	徴収率 (b÷a)	98.5	100.0	99.4

② 県税事務所別の調定額等 (全県分を宇都宮県税事務所で賦課徴収している)

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	8,874	8,874	-	-	100.0
	繰越	134	-	134	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	8,874	8,874	-	-	100.0
	繰越	134	-	134	-	-

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	8,047	8,047	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	8,047	8,047	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	7,358	7,316	-	42	99.4
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					

栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	7,358	7,316	-	42	99.4
	繰越	-	-	-	-	-

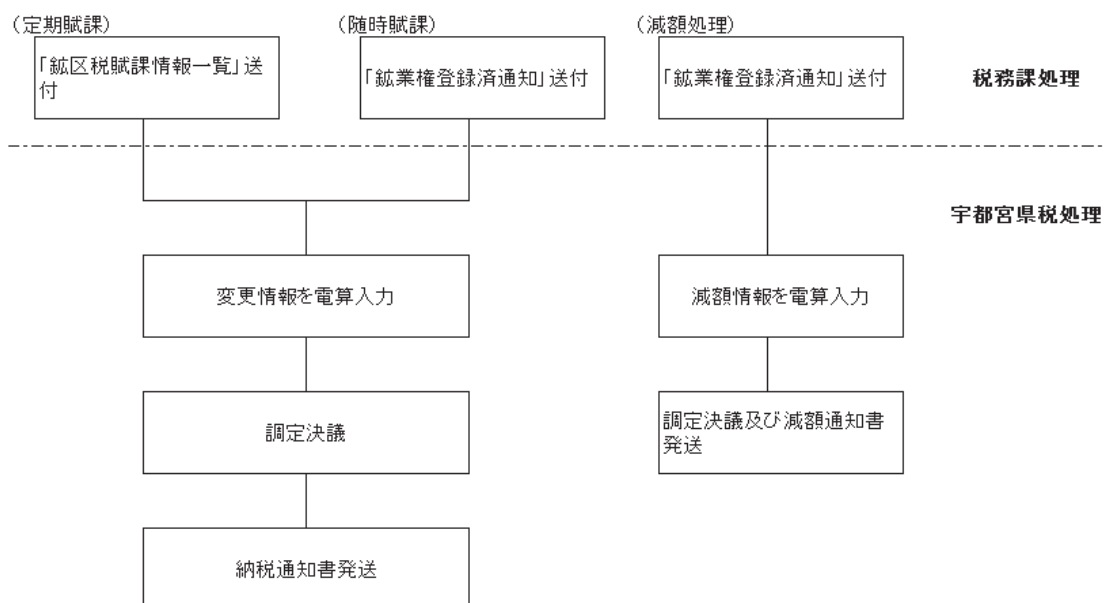
③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	100.0	1	0	17	98.5	26
平成 25 年度	100.0	1	0	19	100.0	1
平成 26 年度	99.4	34	0	13	99.4	26

④ 業務フロー

鉦区税の事務処理フロー



1 4. 狩猟税

(1) 狩猟税の概要

① 趣旨等

狩猟税は、鳥獣の保護や狩猟の適正化に関する費用に充てられる目的税である。

② 納税義務者

狩猟者の登録を受ける人

③ 減免

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、次のとおり狩猟者登録に係る軽減措置が設けられている。

狩猟登録者	特例措置	適用期限
対象鳥獣捕獲員	非課税	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の狩猟者登録
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	非課税	平成 27 年 5 月 29 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の狩猟者登録
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者	税率 2 分の 1	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の狩猟者登録

④ 納税額

狩猟免許の種類	区分	税率 (注 2)
第 1 種銃猟免許 (注 1) (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割の納付を要する人	16,500 円
	県民税の所得割の納付を要しない人 (注 3)	11,000 円
網猟免許 わな猟免許 (なげ網、わな等)	県民税の所得割の納付を要する人	8,200 円
	県民税の所得割の納付を要しない人 (注 3)	5,500 円
第 2 種銃猟免許(空気銃)	—	5,500 円

(注 1) 第 1 種銃猟免許を持つ人が第 1 種銃及び第 2 種銃を使用する場合には、第 1 種銃猟免許に係る登録についてのみ納税となる。

(注 2) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については、税率が 1/4 に軽減される。

(注 3) 県民税の所得割の納付を要しない人であっても、所得割の納付を要する人の扶養を受けている人 (農林・水産業に従事している人を除く。) はそれぞれ 16,500 円、8,200 円になる。

⑤ 申告と納税

狩猟者の登録を受ける際に県の証紙を貼って納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	44,418	43,582	41,186
	収入額 (b)	44,418	43,582	41,186
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	44,418	43,582	41,186
	収入額 (b)	44,418	43,582	41,186
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	14,737	14,737	-	-	100.0
	繰越					
鹿沼	現年	8,845	8,845	-	-	100.0
	繰越					
真岡	現年	2,125	2,125	-	-	100.0
	繰越					
栃木	現年	4,389	4,389	-	-	100.0
	繰越					
矢板	現年	4,755	4,755	-	-	100.0
	繰越					

大田原	現年	4,469	4,469	-	-	100.0
	繰越					
安足	現年	5,096	5,096	-	-	100.0
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	44,418	44,418	-	-	100.0
	繰越					

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	13,925	13,925	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年	8,901	8,901	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
真岡	現年	2,273	2,273	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
栃木	現年	4,348	4,348	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	4,744	4,744	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
大田原	現年	4,375	4,375	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	5,013	5,013	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	43,582	43,582	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	12,973	12,973	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

鹿沼	現年	8,525	8,525	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
真岡	現年	2,204	2,204	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
栃木	現年	4,127	4,127	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	4,424	4,424	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
大田原	現年	4,136	4,136	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	4,793	4,793	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	41,186	41,186	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

③ 徴収率

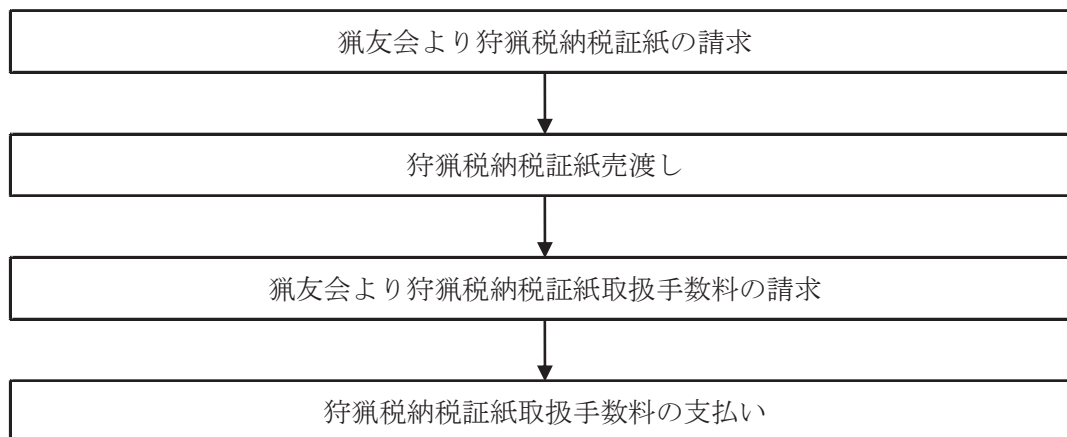
(単位：%)

	現年課税分	滞納繰越分	現滞計
平成 24 年度	100.0	-	100.0
平成 25 年度	100.0	-	100.0
平成 26 年度	100.0	-	100.0

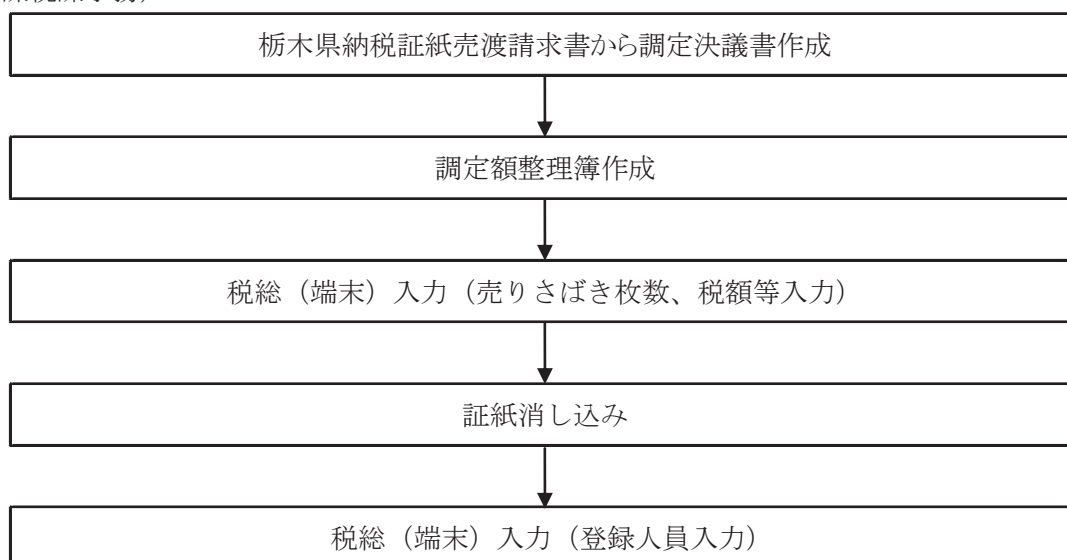
④ 業務フロー

狩猟税事務処理の流れ

(管理課事務)



(課税課事務)



IV. 監査の結果

1. 個人県民税

(1) 地方税協働徴収担当業務について（指摘事項）

個人の市町村民税・県民税に滞納のある者に対し、県税事務所が市町村から徴収業務を引き継ぎ、道府県の徴税吏員が市町村に代わって徴収が出来る[地方税法第48条1項]。栃木県では、県税事務所の収税課が従来行っていたが、平成25年度から地方税協働徴収担当が行っている。

地方税法第48条1項

市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について（中略）、道府県の徴税吏員は、（中略）徴収し、又はこれについて、国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

地方税協働徴収担当が実施する地方税法48条に基づく個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例に関する事務処理要領第3条

県税事務所長は、（中略）次の各号のいずれかに該当する滞納者に係るものについて、地方税法第48条の規定に基づき、市町村から引継を受けるものとする。

- (1) 各市町村における個人の住民税の滞納税額が大口の滞納者で、長期滞納となるおそれがあるもの
- (2) 財産の隠蔽等により徴収が著しく困難な滞納者で、長期滞納となるおそれがあるもの
- (3) 県内の他市町村への転居等により、徴収が困難な滞納者で、長期滞納となるおそれがあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特殊な滞納処分等を必要とするなど協働徴収担当による処理が必要であると認めるもの

包括外部監査の手続として、本規定に基づく徴収業務の妥当性等を検討した。地方税協働徴収担当業務の関連書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。

(地方税協働徴収担当業務の事例)

納税者	滞納市県民税	交渉内容等
A氏	2,581,572円 (うち延滞金 1,645,100円)	平成27年7月16日に同年8月より年金支給日に4万円を納税する誓約書を交わす。8月9日、10月1日にそれぞれ4万円の納付がされている。
B氏	373,896円 (うち督促手数料700円)	平成26年10月5日に毎月3万円納付する誓約書を交わす。分納誓約書提出以降、3回納付があった。平成27年2月20日以降の納付なし。給与収入が月20万円～30万円程度ある。
C氏	568,700円 (うち督促手数料1,800円)	平成25年9月18日に毎月2万円の分納誓約。以降の納付は、1回5千円のみ。平成27年3月に勤務先に給与差押通知書を発送。平成27年4月2日に勤務先より退職したとの連絡。
D氏	1,150,300円 (うち延滞金 228,500円)	平成21年度以降の市県民税の納付がない。平成27年1月15日に勤務先に差押目的に給与照会を行うが、勤務先からの応答なし。
E氏	658,800円 (うち延滞金 149,900円)	平成26年5月7日に毎月1万円の分納誓約。以降の納付9回で9万6千円納税。最終納付日が平成27年5月25日。平成27年3月26日に勤務先に給与照会。以降の手続はない。
F氏	250,169円 (うち延滞金 41,600円)	平成27年5月20日に同年5月から毎月末までに3万円の分納誓約を電話にて交わす。誓約書徴取のための関係書類を送付したが返信なし。6月に3万円の納付があったがその後の納付なし。県税事務所も誓約書返信依頼等の連絡をしていない。

地方税協働徴収担当業務に関する意見

A氏：延滞金も含めた未納額が約2,581千円と過大である。誓約書に基づいた年金支給月の納税スケジュールによると、完納までに10年以上の期間を要する。このように未納額が過大になる前に市町と連絡を密にして、協働徴収を早期に着手すべきである。

地方税協働徴収担当業務に関する指摘事項

B氏：誓約書不履行であり、納税意識が欠如している。県は、最後に納付のあった平成27年2月20日以降、約8か月間催告をしていない。差押等を検討すべきである。

C氏：平成27年4月2日以降の徴税手続をしていない。聴取した携帯電話番号への連絡を行い、現状把握と催告を行うべきである。

D氏：平成27年1月15日に勤務先に給与照会を行い応答がなく、約9か月間、特に手続を行っていない。勤務先への照会書回答の送付依頼、滞納者の現況把握のための臨宅等を行うべきである。

E氏：平成27年5月25日の納付以降、誓約履行がない。県は催告等の手続をしていない。滞納者の現状把握を行い、催告や給与照会に基づく差押を行うべきである。

F氏：誓約書の返信未入手のままで約5か月経過している。電話連絡をして誓約書を早期に入手すべきである。平成27年5月20日以降、徴税手続を行っていないが催告を行い、給与差押等を検討すべきである。

(2) 個人住民税徴収業務における県と市町の協力強化について（意見）

① 概要

個人県民税は、各市町が個人市町村民税と合わせて個人住民税として賦課徴収を行う。各市町の徴収方法は、納税義務者が直接金融機関等で納付することによって徴収する普通徴収もしくは納税義務者本人から直接徴収し納付させるのではなく、当該納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金を代わって預かりその徴収すべき税金を納入することによって徴収する特別徴収により行われている。

各市町では、管轄する県税事務所に対して毎月ごとに個人県民税例月報告書を提出し、個人県民税に相当する金額を県に納めている。各県税事務所では、各市町から提出された個人県民税例月報告書を受けてその内容について確認し、報告書と実際の入金額との一致を確認している。

報告先	対象となる市町
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町
安足県税事務所	足利市、佐野市

通常通り納付されている個人住民税は、上記の一連の流れにより県の歳入として処理される。しかし、納税者が滞納しており市町で徴収ができない場合には個人県民税も未納となってしまう。

上記を受けて県では、平成 19 年度から「市町村税収入確保対策」を定め、平成 25 年度からは 3 か所の県税事務所に地方税協働徴収担当を配置し業務を実施している。

現在県は、地方税法第 48 条に基づき、個人住民税の徴取引継を実施しており、「市町村税収入確保対策」に基づき選定対象について、高額・徴収困難案件を中心に引き継ぐよう市町に要請し、市町の実情に応じ引き継ぎ案件の協議を実施している。

平成26年度の地方税法第48条の規定に基づく引受結果は以下の通りである。

(単位:千円)

県 税	市 町	引受件数 (人)	引受額 A	市町返還 B	徴収額 C	収入未済額 D=A-B-C	徴収率 E=C/(A-B)	執行停止相当 F	整理率 G=(C+F)/(A-B)
宇都宮	宇都宮市	140	147,633	0	49,089	98,544	33.3%	1,158	34.0%
	上三川町	32	9,786	0	5,414	4,372	55.3%	1,085	66.4%
鹿 沼	鹿沼市	62	41,636	0	23,839	17,797	57.3%	516	58.5%
	日光市	54	46,664	0	11,905	34,759	25.5%	6,773	40.0%
真 岡	真岡市	84	54,326	1,066	15,175	38,085	28.5%	1,801	31.9%
	益子町	30	12,549	0	4,970	7,579	39.6%	574	44.2%
	茂木町	12	2,698	0	1,296	1,402	48.0%	0	48.0%
	市貝町	21	7,859	0	2,925	4,934	37.2%	507	43.7%
	芳賀町	25	15,564	0	5,132	10,432	33.0%	550	36.5%
県 央 計(注1)		460	338,717	1,066	119,745	217,907	35.5%	12,963	39.3%
栃 木	栃木市	162	70,209	0	21,275	48,934	30.3%	1,833	32.9%
	小山市	115	44,920	0	20,712	24,208	46.1%	1,613	49.7%
	下野市	115	63,375	0	23,219	40,156	36.6%	8,871	50.6%
	壬生町	119	63,382	0	18,017	45,365	28.4%	1,113	30.2%
	野木町	81	23,138	0	7,819	15,319	33.8%	161	34.5%
安 足	足利市	157	62,962	0	23,905	39,057	38.0%	0	38.0%
	佐野市	83	34,760	0	10,266	24,494	29.5%	574	31.2%
県 南 計(注2)		832	362,747	0	125,214	237,533	34.5%	14,165	38.4%
矢 板	矢板市	103	77,072	0	15,016	62,056	19.5%	10,760	33.4%
	さくら市	61	32,770	22	10,603	22,145	32.4%	3,361	42.6%
	那須烏山市	43	13,870	204	5,316	8,350	38.9%	1,825	52.3%
	塩谷町	27	7,498	0	2,258	5,240	30.1%	1,104	44.8%
	高根沢町	23	6,284	0	1,752	4,532	27.9%	1,228	47.4%
	那珂川町	32	10,008	0	2,215	7,793	22.1%	632	28.4%
大田原	大田原市	92	38,831	0	15,661	23,170	40.3%	5,154	53.6%
	那須塩原市	140	87,307	331	31,165	55,811	35.8%	6,497	43.3%
	那須町	61	21,817	0	9,503	12,314	43.6%	760	47.0%
県 北 計(注3)		582	295,457	557	93,489	201,411	31.7%	31,321	42.3%
合 計		1,874	996,921	1,623	338,448	656,851	34.0%	58,449	39.9%

(注1) 県央は宇都宮県税事務所で一括して実施している。鹿沼県税事務所・真岡県税事務所は宇都宮県税事務所に徴収業務の引き継ぎをしている。

(注2) 県南は栃木県税事務所で一括して実施している。安足県税事務所は栃木県税事務所に徴収業務の引き継ぎをしている。

(注3) 県北は矢板県税事務所で一括して実施している。大田原県税事務所は矢板県税事務所に徴収業務の引き継ぎをしている。

②意見

県が市町から個人住民税の徴収を引受けた平成26年度の実施状況を確認したところ以下のものが散見された。

- ・滞納をしている期間が5年超と長期にわたるもの
- ・滞納期間が長期にわたっていることから過年度分については時効が成立しているもの
- ・数年前まではそれなりの所得があったが、現在は資力がないと県が判断し執行停止処分したもの

また、滞納期間が長期にわたるもので、県が引き継いで徴収に至ったものがあるが、地方税協働徴収担当の担当者にはヒアリングを実施したところ以下のような経緯で徴収に至っている。

- ・県が納税者に連絡を取ったところ、納税者が自主的に対応
- ・給与差押実施による徴収
- ・財産差押実施による徴収 等

これは、市町でも実施できるものであるが長期間にわたり滞納となってしまうのが現状である。また、執行停止処分に至った中にはもう少し早く引き継いでいれば、徴収できる可能性も生じていたといえる。

それゆえ、今後は以下のような対応により県と市町の協力関係の強化を図っていくべきである。

(i) 県と市町の徴取引受対象の協議について

市町から県への徴取引受は、高額・徴収困難案件を中心に引き継ぐよう県が市町に要請を行っているが、最終的には市町が選定したものを引き受けることになる。

徴収率をあげるためには、県が市町に要請している高額・徴収困難案件を積極的に引き受け、滞納期間が長期化する以前に徴収することで徴収実績をあげていくことが重要である。

しかし、県は市町から滞納者の総件数及び滞納税額の総額について報告を受けているが、全ての個人別の詳細についてはまでは把握していない。今後は、市町と個人別の詳細な情報の共有をさらに進展させ、徴取引受対象とすべき高額・徴収困難案件の取りこぼしが無いよう県と市町の徴取引継ぎ対象の協議の強化を図っていくべきである。

(ii) 市町との情報共有化について

上記の徴取引受対象の選定を効率的に行っていくためには、市町の保有する税情報の有効活用などにより、市町と協力して基礎情報の共有化を図っていくことが望ましい。

(3) 特別徴収の一斉指定への対応について（意見）

給与所得に係る個人住民税については、地方税法第 321 条の 3 及び第 321 条の 4 の規定により、所得税の源泉徴収義務者（給与の支払者）が特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収（給与引落し）を行うこととされている。

県では県内全市町において、平成 27 年度から給与の支払いを行い、所得税の源泉徴収を行っている事業者を、特別徴収義務者として一斉指定することになった。

これに伴い、従来普通徴収により納税義務者が納付していたところ、給与支給額から天引きし事業者が納税義務者に代わって納入することになるので徴収率が上がるのが期待される。

しかし、なかには事業者が特別徴収への対応を失念してしまうことも考えられ、そうなると滞納期間が長期化し徴収が困難となる。そこで、県は市町と個人住民税の特別徴収義務者一斉指定の事務に係る情報交換会を実施している。情報交換会では滞納整理方針について協議し、特別徴収実施指導や滞納繰越のある特別徴収義務者に対する地方税法第 48 条での引き継ぎ等の施策を掲げている。

今後、実働段階において滞納期間の長期化を避けるため、県が積極的に関与できるように体制の強化を図っていくことを期待する。

2. 法人県民税・事業税

(1) 税務オンラインシステムへの入力及びチェックについて（指摘事項）

收受された申告書は、職員により税務オンラインシステムに入力されるが、入力後のチェックも入力した職員自身が行っている。具体的にどの職員が入力及びチェックを行ったのかは、各職員が自身の入力をチェックする際に用いる蛍光ペンの色により判明するとのことであった。

各申告書に入力担当者が個人印を押印するなどして、入力担当者名の記録を明確に残すべきである。

また入力事項のチェックは、必ず入力者とは別の職員が行うとともに、チェック担当者名についても、その記録を明確に残すことにより、誤入力防止策を講じるのみならず、その責任の所在も明確にするべきである。

(2) 「是認更正決定調査票」等の是認か否認かの判定について（指摘事項）

県内に本店のある法人については、税務オンラインシステムに入力された申告内容が国税から提供を受けた資料と照合され、照合の結果是認とならなかった場合は「是認更正決定調査票」が出力される。また、本店が県外にある法人は、本店所在の都道府県から送付される課税標準額等の通知の内容により、是認か否認かの判定を行い、是認すべきものについて、税務オンラインシステムに入力し、是認登録を行う。

更正・決定の判定では、担当者及び上席者によるチェックが行われているが、是認については担当職員が行っており、上席者によるチェックが行われていない。上席者による二重チェックを行うとともに、判定を行った担当者名とそのチェック者名の記録を明確に残すべきである。

(3) 更正の未実施について（指摘事項）

法人税申告書で当期欠損を計上しているにも関わらず、事業税申告書では所得ゼロとなっている申告が散見された。このような申告に対し、県では手続省略を理由として是認処理を行っている。

地方税法第72条の39第1項では、「道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるものが申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る所得割の課税標準である所得が、当該法人の当該所得割の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得を基準として算定した所得割の課税標準である所得と異なることを発見したときは、当該所得割の基準課税標準により、当該申告又は修正申告に係る所得割の計算の基礎となった所得及び

所得割額を更正するものとし、申告書又は修正申告書に記載された所得割額の算定について誤りがあることを発見したときは、所得割額を更正するものとする。」と定められている。

地方税法の規定によれば、所得割が 0 のまま変わらない場合であっても本来は所得割の計算の基礎となった所得を更正すべきである。

(4) 納税者に対する自主申告の催告手続等について（意見）

法人税の更正や決定がされた場合、税務署から県税務課を経由して2か月後に各県税事務所に更正や決定がされた内容が文書で通知される。各県税事務所は、文書による通知を受けた後、法人県民税の更正や決定を行い文書で納税者に通知している。

各県税事務所では、当該通知前に、法人税の更正や決定がされたことを把握できた場合は、電話連絡等によって自主的に修正申告又は確定申告するよう催告すべきである。

(5) 未申告法人への対応について（指摘事項）

未申告法人の対応について、法人実態等調査書を閲覧した。

以下、3事例への対応について指摘及び意見を述べる。

事例	内容	県税事務所の対応	県の対応
事例①	<ul style="list-style-type: none"> ・2期連続未申告 ・本店所在地が県外 ・a市内のショッピングモールにテナント設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が平成26年1月までa市内に事業所を設けて営業をしていたことを電話により確認している ・平成27年2月、県は2期分の申告を行うように申告書納付書一式を本店に送付済である 	継続調査
事例②	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は4月決算 ・国税申告は毎年期限内に行っている ・県税は2期連続で未申告 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月期分を平成26年10月16日決定 ・平成25年4月期分を平成27年2月17日決定 	決定
事例③	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は4月決算 ・平成24年4月期分以降3期連続未申告 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人現地調査、電話連絡、代表者個人の市民税調査を実施済 ・代表者の親族に電話連絡し、代表者本人が病氣入院中であり事業休止中であることを把握している ・事業再開の見通しは不明 	継続調査

事例① 申告催促手続について（指摘事項）

電話により a 市内に事業所が存在したことを確認し、平成 27 年 2 月に申告書一式を本店に送付している。それ以降、電話連絡等行っていない。定期的に連絡を入れて、申告の催促を行うべきである。

事例② 決定の順序について（指摘事項）

平成 26 年 4 月期分を先に決定し、遡及して平成 25 年 4 月期分の決定を約 4 か月後に行っている。決定は、平成 25 年 4 月期分を先に行うべきである。

事例③ 事業所の詳細な把握について（意見）

事業拠点がどこで、どのような事業を行っている（いた）かについて、実態等調査書からは、詳細が不明である。実態等調査書は、必要な内容について定型化して記載を行うべきである。

(6) 大型商業施設で営業する法人の未登録調査の継続実施について（指摘事項）

栃木県内には大型商業施設が多数存在するが、入居するテナントへの法人未登録調査は、数年に 1 回の実施であり継続的に行っていない。大型商業施設では多くのテナントの入退去があり、毎年継続して大型商業施設での法人未登録調査を実施すべきである。

(7) 保養所を取得した法人に対し、法人県民税を課税留保した案件について（指摘事項）

法人が、別荘地として b 町の土地付き建物を取得したが、事業所や保養所の要件を具備しているか判断できずに、法人県民税が課税留保のままとなっている案件があった。不動産取得者との対応履歴の主要な内容は、以下の通りである。

平成 27 年	申告指導事項主要なやり取り等
1 月 15 日	会社代表者宅に保養所に該当するかの照会文書送付。
2 月 12 日	会社代表者から当該不動産は、会社従業員の福利厚生施設として取得した旨の説明の電話があった。県税側は、保養所としての扱いになる旨説明。
2 月 12 日	会社代表者から着電。保養所についても法人県民税が課税される旨の説明を行う。会社代表者からは司法書士と相談する旨の回答。
2 月 18 日	会社代表者から着電。保養所が課税される旨説明した。会社代表者から「必要な書類をそろえて提出する」との回答。

3月23日	会社代表者より「何度も電話をもらって申し訳ない」「放射線量が高くて現在使用していない」現在売却検討中であるとの電話。
4月27日	法人宛て電話連絡。代表者不在のため後日連絡することとした。
5月20日	法人宛て電話連絡。代表者不在のため後日連絡することとした。

この事例では、不動産取得税の課税案件から不動産を取得した法人が、保養所として利用している可能性があり、調査を行ったケースである。地図で所在地を確かめたが、該当地域が広大で所在地の地番がなかった。A 県税事務所では、これら電話連絡等を行ない継続調査としていた。

b 町や c 市等には多くの別荘地が存在する。県税職員数は限られており、法人が取得した全ての別荘等について実態調査することが困難であることは理解できる。

しかし、上記のように会社代表者から会社従業員の福利厚生施設として取得した旨の説明を受けている場合にまで、課税留保とすべきではない。必要に応じて、現地調査を行い、利用状況を確認法人県民税の課税の要否判断を的確に行うべきである。

(8) 事業者登録調査の経緯、結論及び記録保存について（意見）

県税事務所に申告された法人二税申告書のうち外形標準課税に係る添付書類から栃木県内に事業所を有すると思われるテナント賃借事業者を抜き出し、事業者登録の有無を調査している。この方法による事業者登録の調査は、平成 26 年度より B 県税事務所で実施している。

調査は、以下の方法で行われている。外形標準課税に係る添付書類から、栃木県内に拠点をもつテナント賃借事業者を調査し、登記事項証明書の取得、ホームページの閲覧、事業者へ電話連絡を行う。また、必要に応じて訪問を行い事業所の有無を確認する。

調査記録簿には、調査記録や調査実施者のメモ書き等が綴られていたが、誰が、いつ、どのような調査手続をしたのか等の記録を定型化しておらず、また、結論に至った経緯が明瞭でない。

収集した資料の綴りを保存するだけでなく、担当者以外の職員が閲覧しても理解できるように定型化して明瞭な状態で記録保存し、さらに結論に至った経緯を記載すべきである。

(9) 新規法人事業所把握において、内容に疑義のあるものに対する現地調査の必要性について（意見）

C 県税事務所管内で年内に不動産を取得した法人のうち、事業所登録のない法人に照会文書を郵送し、ファックス回答による調査を行っている。実態調査の結果は以下の通りである。

平成 26 年度の実態調査結果

総調査件数（文書送付件数）	有回答件数	無回答件数	摘要
43 件	28 件	15 件	無回答 15 件には、電話連絡を行い、うち 4 件について現地調査を実施した

人員等の制約があり現地調査を全件行うことが不可能であることは理解できるが、ファックスや電話連絡による回答を鵜呑みにせず、内容に疑義のあるものについては現地調査を行い実態に則した課税を行うべきである。

(10) 電気供給業を行う法人の法人事業税の申告について（意見）

電気供給業を行う法人の法人事業税は、収入金額を課税標準とする収入割を申告することとなっている。ここで電気供給業とは、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かにかかわらず、現に電気を供給しているという実態のある事業をいう。

例えば、電気供給業以外に主たる事業を営む法人が、太陽光発電設備を設置して売電収入を得ている場合、その売電収入金額が主たる事業の売上金額の 1 割程度を超える場合には、区分計算を行い、電気供給業に係る収入金額に基づいて法人事業税の収入割の申告を行う必要がある。

法人事業税の申告書には、国税である法人税の申告のように法人の決算書等の添付が要求されていないため、現状では、電気供給業に係る収入金額の有無及びそれが主たる事業の売上金額の 1 割程度を超えるか否かを確認する手段がない。

法人事業税の一般的な課税標準である所得割よりも、収入割による課税の方が事業税の金額が大きくなる場合が多いことから、電気供給業に係る収入金額の有無及びそれが主たる事業の売上金額の 1 割程度を超えるか否かを何らかの方法で確認することで課税漏れを防ぐことができる。

今後、電気供給業に係る法人事業税の収入割の課税漏れが起らないように、これらの確認方法を十分検討すべきである。

(11) 医療法人等の調査について（指摘事項）

介護保険法の規定に基づく診療報酬については、益金又は個別帰属益金額に算入されるものと不算入のものがあるため、介護保険法の規定に基づくサービスを行う医療法人等については、介護保険診療報酬を課税所得と非課税所得とに分類する必要がある。

医療法人等の調査は机上で行っており、基本的には、申告書と添付資料の整合性を確認し、課税所得と非課税所得に適切に分類されているかを確認している。

しかし、介護保険診療報酬のサービスごとの内訳が不明なため、課税所得と非課税所得との分類計算の正確性をチェックできない申告書が散見された。このような申告について、介護保険診療報酬の内訳書などの追加提出を納税者へ求めておらず、十分にチェックできていないと見受けられた。

「医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引」にて、確定申告書に介護保険診療報酬の内訳書等を添付するよう依頼したうえで、介護保険診療報酬のサービスごとの内訳が不明な申告については、少なくとも内訳の提出を依頼し、分類が適正に行われているかチェックすべきである。

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

		介護給付費等支払決定額 内訳書の印字	計上区分	
			社会保険分の 医療収入	その他の 収入
指定居宅サ ービス	訪問 通所	(予防) 訪問介護		○
		(予防) 訪問入浴介護		○
		(予防) 訪問看護	○	
		(予防) 訪問リハビリ	○	
		(予防) 通所介護		○
		(予防) 通所リハビリ	○ (注)	○ (注)
		(予防) 福祉用具貸与		○
	短期 入所	(予防) 短期入所生活介護		○
		(予防) 短期入所老健施設	○ (注)	○ (注)
		(予防) 短期入所医療施設	○ (注)	○ (注)
		(予防) 居宅療養管理指導	○	
	(予防) 特定施設生活介護		○	
指定居宅介 護支援	居宅介護支援		○	

指定施設 サービス等	介護福祉施設		○
	介護保健施設	○（注）	○（注）
	介護医療施設	○（注）	○（注）
地域密着型 サービス	種々		○

（注）平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は「その他の収入」となる。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他の収入」となる。

（12）自主決定法人の更正処分について（意見）

医業に係る自主決定法人の更正処分件数が多い。

更正処分の多い主要因は、税制改正の趣旨を理解していなかった医療法人が多く、改正に従った申告がされていないことがあげられる。県税事務所では税理士会例会等を通じて改正点等の周知を行っているが、より一層の周知徹底を図り、更正処分件数を少なくする努力をすべきである。

（13）D 県税事務所から E 県税事務所への調査案件の引き継ぎについて（指摘事項）

法人二税申告書の添付書類から県内に事業所を有している可能性のある事業者を選定し、法人二税の申告がなされているかの調査を行っている。

調査のうち、平成26年3月31日の申告書に関してD県税事務所でE県税事務所への引き継ぎが必要であるにも関わらず、実際には実施されていない案件があった。担当者は、包括外部監査を実施した平成27年6月15日に引き継ぎされていない事に気づき、D県税事務所側で必要な電話連絡等の調査を行った後、E県税事務所に引き継ぎを行っていた。

県税事務所間で密接に連携し、速やかな引き継ぎと調査を行うべきである。

3. 個人事業税

(1) 個人事業税の判定について（指摘事項）

個人事業税の課税の適否判定の基本的な考え方は、通達等により各県税事務所等で統一がなされているが、判定した際の調書の残し方は各県税事務所異なる。調書の記載内容を見たところどのようにして判定を行っているかが、あいまいとなっているものが散見された。

特に、このような判断に迷う事例については、その判断基準（根拠としたもの）を調書に残していくべきである。

また、税務課が行う各県税事務所に対する事務指導の際、個人事業税の課税の適否判定が適切になされているか、その判断の経緯が調書として残されているかのチェックを行うことで、判断基準履行の徹底化を図っていくべきである。

(2) 対象事業の解釈について（指摘事項）

事業税の対象事業は、地方税法及び政令で定めた 70 業種のみとされている。トリマー、エステティシャンなどの新しい形態の業種については、地方税法等で詳細が定められていないため、解釈により対象とするか否か判断する必要がある。

解説書等をもとに担当者が判断し課税課長が承認している状況であり、他県、県税事務所間で取り扱いが異なる可能性がある。例えば、トリマーについては、これまで県では課税対象としていなかったが、他県で課税対象としている実態に合わせて平成 26 年度からトリマーを請負業に位置付けて課税対象としている。

各県税事務所宛てに通達を出した業種もあるが、全ての業種ではないため、県では他県の課税状況の調査をより進めるとともに、県税事務所間での取り扱いの相違がないよう情報共有に努めるべきである。

(3) 照会の十分性について（指摘事項）

代理業、請負業、運送業などは事業所得で申告していても実態として給与と同等で事業性がない場合がある。事業性の判定方法は、基本的には申告内容を見て判断しているが、申告件数が膨大になる県税事務所では所得率（所得税確定申告書第一表の事業所得金額が事業収入金額に占める割合）が概ね 7 割を超えていると事業性がないと判断している。さらに申告内容や所得率から判断がつかない場合には文書や電話で納税者に照会している。しかし、ある県税事務所では照会件数が極めて少なく、事業性の判定の正確性が不十分な可能性がある。

当該県税事務所において個人事業税の課税資料となる所得税確定申告書の写しを閲覧したところ、所得率は 7 割を下回っているが、売上先が 1 箇所であっ

たり、毎月の売上が同額であるなど、事業性に疑義が残る納税者に対して事業税が課税されている例が散見された。このような納税者に対しても照会は行っておらず、事業性の判定が誤っていた可能性がある。

事業性に疑義がある場合は、納税者への照会を積極的に行い、適正な課税に努めるべきである。

(4) 所得内容の確認について（指摘事項）

個人事業税は農業所得、事業所得や不動産所得がその金額の対象となることから、雑所得の内容については何も確認が行われていなかった。

雑所得で記載されているものの多くが年金収入である。しかし、以下の太陽光発電収入のように本来は事業所得や不動産所得に含まれるものであっても、雑所得として記載されてしまうと課税漏れが生じてしまう可能性もある。

それゆえ、雑所得の内容には注意を払い、疑わしき内容については調査を実施すべきである。

<太陽光発電収入の課税漏れが生じている可能性について>

太陽光発電収入を事業所得又は不動産所得で申告した場合には事業税の課税対象となるが、雑所得で申告した場合は対象外となる。

所得区分は社会通念上事業と認められるか否かにより判断することとされており、判断目安は国税庁と経済産業省資源エネルギー庁のホームページで示されており、納税者がこの基準に従って正しく申告していれば問題ない。

しかし、所得区分の調査は税務署に一任している状態であり、県では雑所得の内容を全く調査していないため、本来は事業所得又は不動産所得で申告すべきものが雑所得で申告されている可能性がある。

太陽光発電設備の設置状況を把握し、申告漏れがないことを調査するか、申告方法の案内を納税者に送付するなどの対策が必要である。

売電方法		一般的な所得区分
余剰売電	賃貸アパートの屋上に太陽光発電設備を設置し、これにより発電した電力をその賃貸アパートの共用部分で使用し、その余剰電力を売却している場合	不動産所得
	自宅に設置している場合	雑所得
	事業所得者が事業所に設置している場合	事業所得（付随収入）
全量売電	電気主任技術者の選任を行っている場合（出力量 50kW 以上の場合）	事業所得

	一定の管理を行っている場合 (①土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき、②土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲の除草や当該設備に係る除雪等を行っているとき、③建物の上に設備を設置した場合で当該設備に係る除雪等を行っているとき、④賃借した建物や土地の上に設備を設置したとき、など)	
	上記以外	雑所得

(5) 国税連携データの抽出漏れがある可能性について (指摘事項)

通年事業分は所得 290 万円以上、年の途中で開廃業をしている場合は所得 24 万 1 千円以上を抽出し、個人事業税の課税の有無を判定している。年の途中で開廃業しているかどうかは、確定申告書の「開廃業」欄又は決算書の事業年度で把握しているが、この欄への記入を失念してしまう可能性もあり、抽出漏れが生じている可能性がある。

確定申告書の「開廃業」欄へ忘れずに記入してもらえるよう、周知徹底を図るなどの対策が必要である。

(6) 業務フローの統一について (指摘事項)

個人事業税の業務は、各担当者が個別に事業税の計算をするが、最終段階で本来課税すべきものが漏れていないか、本来課税すべきでないものが課税されていないかの確認が行われている。しかし、その業務フローが県税事務所間で異なっていた。例えば、本来課税すべきでないものを課税していないか確認するため、別途作成した繰越損失累計額の一覧表と突き合せを行う業務を実施している県税事務所とそうでない県税事務所とがあった。

基本的な業務フローについては各県税事務所で統一すべきである。

(7) 電算システム等の有効活用について (指摘事項)

上述した、繰越損失累計額の一覧表の作成は、税務課から年に 1 度「繰越損失一覧」として紙で送付される資料に基づき県税事務所が行っている。

紙の資料を受け取り手作業により集計する作業を行っているが非効率であり、データを加工処理するよりも処理誤りが生じやすい。実際に繰越損失累計額の一覧表とは別のデータ(課税失格者一覧)ではあったが県税事務所で独自に作成しているデータ(課税失格者一覧)で拾いもれが散見された。セキュリティの関係から税務課と県税事務所間でのデータのやりとりが行えないとのことである

が、電算システム等を活用することが有用であるものについて精査を行い業務の効率化を図っていくべきである。